

○後志広域連合国民健康保険高額療養費受領委任払実施 要綱

平成21年 3 月27日
要綱第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、後志広域連合国民健康保険高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支払の特例について必要な事項を定めることを目的とする。

(受領権限の委任等)

第 2 条 高額療養費の給付を受けることのできる被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）で保険医療機関（以下「病院等」という。）に対して高額療養費に相当する医療費の支払が困難であると後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認める場合には、あらかじめ病院等の同意を得た上で、当該世帯主が高額療養費の受領の権限を病院等に委任することができる。

2 前項の高額療養費に相当する医療費の支払が困難であると広域連合長が認める者の要件は次のとおりとする。

(1) 国民健康保険税において滞納繰越分がないこと（ただし、その支払において正に履行している者は、この限りでない。）

(2) その他特に広域連合長が必要と認めたもの

(手続)

第 3 条 高額療養費委任払の適用を受けようとする者は、高額療養費委任払申請書（別記様式第 1 号）に必要な事項を記載し、広域連合長に提出しなければならない。

2 高額療養費委任払の適用が認められた世帯主は、病院等の同意書、世帯主の委任状（別記様式第 2 号）及び高額療養費支給申請書に必要な事項を記載し、広域連合長に提出するものとする。

(支払)

第 4 条 広域連合長は、北海道国民健康保険団体連合会で審査された額に基づき高額療養費の支給を決定したときは、高額療養費支給申請書と照合の上、高額療養費支給決定及び払込通知書（別記様式第 3 号）により病院等に通知するとともに、当該高額療養費を支払うものとする。

(適用除外)

第 5 条 第 2 条に規定する委任は、交通事故等の第三者の行為による医療であると認めるときは、適用しないものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

國民健康保險高額療養費委任払申請書

[illegible]

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

同 意 書			
年 月 日			
後志広域連合長 様			
保険医療機関			
住 所			
氏 名 印			
電話番号			
に係る 年 月診療分高額療養費の受領について、委任払を 受けることに同意します。			
指 定 口 座			
金融機関名	銀行・信金	本店	(フリガナ)
	信組・農協	支店	口座名義人
口座の種別	普通・当座・その他 ()		口座番号

委 任 状			
年 月 日			
保険医療機関			
住 所			
氏 名			
委任者			
世帯主住所			
世帯主氏名 印			
上記の保険医療機関を代理人と定め、次の権限を委任します。			
後志広域連合から支給される被保険者 に係る 年 月分 高額療養費の受領に関する一切のこと。			

別記様式第3号（第4条関係）

高額療養費支給決定及び払込通知書

年 月 日

様

後志広域連合長 

高額療養費委任払の下記被保険者の支給額を決定し、貴口座に振込みますので、お知らせします。

被保険者証記号番号	被保険者名 (受診者名)	診療月	高額療養費支給決定額
		年 月分	円
		年 月分	円
		年 月分	円
		年 月分	円
		年 月分	円
		年 月分	円
		年 月分	円
合計	件		円